

農政第1601号
令和7年2月7日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大分市長 足立 信也

市町村名 (市町村コード)	大分市 (44201)
地域名 (地域内農業集落名)	坂ノ市3 (細西・細浜・細原・八丸・東上野東・東上野西・東上野・木田東・木田北)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月12日 (第1回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【地域の基礎データ】

主な作物等：水稻、オオバ

- 市街化区域に近い。昔から地域のつながりが強く、若手へのサポートは手厚い。
- 農業従事者の高齢化や後継者不足により、担い手が減少している。
- 農業用水が豊富である。
- 農業資材が高く、収益が少ない。また、農業機械を購入できない。
- 鳥獣被害（イノシシ・シカ）がある。※一部地域で防護柵設置済
- 耕作放棄地が増加している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- 水稻や施設園芸（オオバ）を中心とした農業を継続する。
- 収益確保のため、市街化区域が近い立地を生かした販路開拓や、農作物の有機栽培・ブランド化、高収益品目への転換等を検討する。
- 鳥獣防護柵未設置地区において、設置を検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	96 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	96 ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地等とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を通じ、目標地図に位置付けられた者への集積・集約化を図る。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

集約化を目指し、農地所有者による農地中間管理機構への貸し付けを進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針

未実施。今後の予定はない。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内外から多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、県、市、農業委員会、JA、農地中間管理機構と連携し、相談から定着まで切れ目ない取組を進めいく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

—

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣防護柵未設置地区において、設置を検討する。

②⑨収益確保のため、以下の取組を検討する。

- ・市街化区域が近い立地を生かした販路開拓
- ・農作物の有機栽培・減農薬・減肥料
- ・農作物のブランド化
- ・高収益品目への転換